

塩谷町告示第 53 号

塩谷町デマンド交通運行事業実施要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町デマンド交通運行事業実施要綱の一部を改正する訓令

令和6年3月26日

訓令第5号

塩谷町デマンド交通運行事業実施要綱(令和2年塩谷町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運行日)</p> <p>第7条 事業の運行日は、次の各号に掲げる日以外とする。</p> <p>(1) <u>土曜日及び日曜日</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(運行時間)</p> <p>第8条 事業の運行時間は、<u>午前8時から午後5時までとし、その間1時間おきの</u> _____ 運行とする。</p> <p>(利用手続等)</p> <p>第10条 利用者は、 _____ 利用する日の1週間前から利用する時間の</p>	<p>(運行日)</p> <p>第7条 事業の運行日は、次の各号に掲げる日以外とする。</p> <p>(1) _____ 日曜日</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(運行時間)</p> <p>第8条 事業の運行時間は<u>次の各号のとおり</u> _____ とし、その間は<u>予約に応じた随時運行</u>とする。</p> <p>(1) <u>平日 午前7時から午後8時 ただし、最終乗車時間は午後6時30分とする。</u></p> <p>(2) <u>土曜日 午前7時から午後6時 ただし、最終乗車時間は午後4時30分とする。</u></p> <p>(利用手続等)</p> <p>第10条 利用者は<u>次の方法にて、</u></p>

概ね30分前までに、希望する乗降場所等を事業者へ電話により予約申込__しなければならない。ただし、午前_____8時台の便は前運行日までに予約申込__しなければならない。

2 (略)

(予約申込__の変更及び取消)

第11条 予約申込__の変更及び取消__は、利用者が予約申込__した便が発車する前に事業者連絡し、事業者の確認をもって成立するものとする。この場合において、当該乗車の予約申込__を取り消したことによる利用料金は生じないものとする。

別表第1(第6条関係)

町外施設

病院	矢板市：国際医療福祉大学塩谷病院、佐藤病院
	さくら市：黒須病院、氏家病院
	日光市：独協医科大学日光医療センター

_____希望する乗降場所等を事業者へ_____予約申込みしなければならない。ただし、午前7時から9時までの利用_____は前運行日までに予約申込み__しなければならない。

(1) 電話予約

(2) オンライン予約

2 (略)

(予約申込み__の変更及び取消)

第11条 予約申込み__の変更及び取消__は、利用者が予約申込み__した便が発車する前に事業者連絡し、事業者の確認をもって成立するものとする。この場合において、当該乗車の予約申込み__を取り消したことによる利用料金は生じないものとする。

別表第1(第6条関係)

町外施設

矢板市	国際医療福祉大学塩谷病院、佐藤病院、矢板駅、矢板高校
さくら市	黒須病院、氏家病院
日光市	独協医科大学日光医療センター、新高徳駅

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。